

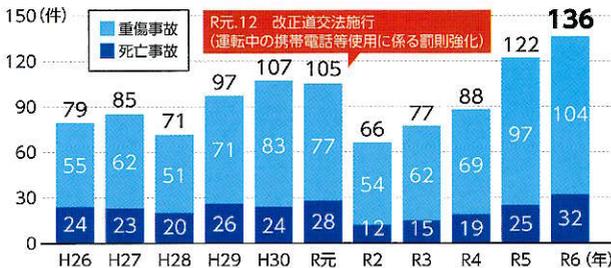
「ながらスマホ」による死亡・重傷事故が増加しています!



自動車運転者による交通事故

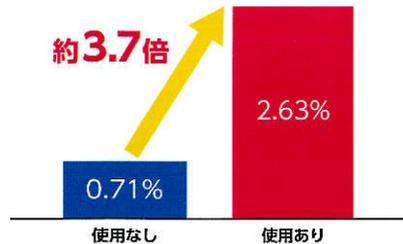
令和6年中の自動車運転者の「ながらスマホ」による死亡・重傷事故件数については、**平成26年以降最多の136件**で、**年代に関係なく死亡・重傷事故**を起こしています。また「ながらスマホ」による死亡事故率は、**不使用時と比べ約3.7倍**高くなっており、スマートフォン等を操作したり、画面を見たりするその一瞬が、死亡事故につながります(グラフ参照)。

■「ながらスマホ」による死亡・重傷事故件数の推移



(注)・第1当事者が自動車(乗用車、貨物車、特殊車)の件数である。
・携帯電話、スマートフォン等の使用が要因となって発生した事故を集計した。

■携帯電話等使用有無別死亡事故率比較 (令和2年から令和6年までの合計)



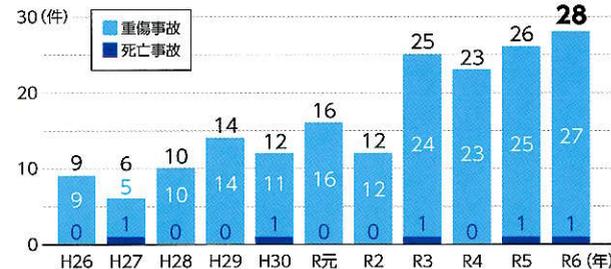
(注)「死亡事故率」とは、交通事故のうち死亡事故の占める割合をいう。



自転車利用者による交通事故

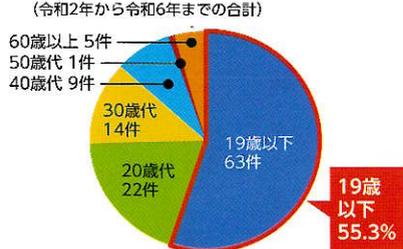
令和6年中の自転車利用者の「ながらスマホ」による死亡・重傷事故件数については、**平成26年以降最多の28件**で、**年齢層別では、19歳以下が約6割**を占めています(グラフ参照)。

■「ながらスマホ」による死亡・重傷事故件数の推移



(注) 自転車第1又は第2当事者となった事故のうち、自転車運転者の携帯電話、スマートフォン等の使用が要因となって発生した事故を集計した。

■「ながらスマホ」による年齢層別死亡・重傷事故件数 (令和2年から令和6年までの合計)



(注) 自転車運転者(第1・第2当事者)の年齢層により区分して集計した。

罰則等

	罰則	反則金	点数※
携帯電話等を通話のために使用し、又は手で保持して画像を注視した場合	6月以下の拘禁刑又は10万円以下の罰金	大型車2万5000円、普通車1万8000円、二輪車1万5000円、原付車1万2000円、自転車1万2000円(令和8年4月1日から)	3点
上記の行為や携帯電話等を手で保持しないで画像を注視して、交通の危険(交通事故、歩行者の妨害等)を生じさせた場合	1年以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金	適用なし	6点(免許停止)

※ 自転車による違反には、点数が付されません。